

公益社団法人長野県社会福祉士会 地区活動運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という）の会員の、地域においてスキルアップのための学習会及びネットワーク等地区活動に関することについて定める。

(地区とブロックの定義)

第2条 地区活動組織は地区とブロックを単位とする。

2 地区及びブロックは県地方事務所管轄区分に準じて次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 地 区 | 北信、東信、中信、南信 |
| (2) ブロック | 北信地区 北信ブロック、長野ブロック |
| | 東信地区 上小ブロック、佐久ブロック |
| | 中信地区 大北ブロック、松本ブロック、塩尻木曾ブロック |
| | 南信地区 諏訪ブロック、上伊那ブロック、南信州ブロック |

(地区会員)

第3条 住民票等を置く地区に所属する会員を地区会員とする。なお、学習会など地区活動の参加は、住所地に限らないものとする。

(地区総会)

第4条 地区総会は、毎年度末までに次年度の事業計画及び地区役員、委員会設置規則に基づく各種委員の選出等の重要事項を決めるために開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 地区総会は、地区支部長が招集する他は本会定款を準用する。
- 3 地区総会の成立要件は、原則として本会定款を準用する。

(地区役員)

第5条 地区に次の役員を置き、任期等は本会定款を準用する。

- (1) 支 部 長 1名
 - (2) 副支部長 2名以上
 - (3) 庶 務 1名
 - (4) 地区役員 20名以上
- 2 支部長は、本会の地区担当理事を兼務し地区活動を統括する。
 - 3 副支部長は、支部長を補佐し、地区活動を担う。
 - 4 庶務は、地区活動に関わる庶務を担当する。
 - 5 地区役員は、委員会設置規則の各地区選出委員及び本会会員理事等をもって構成し、正副支部長と協力して地区活動を担う。

(地区役員会)

第6条 地区役員会は、地区活動を積極的に展開するために、定期的に年2回開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 地区役員会は、支部長が招集する。
- 3 役員会の成立要件は、本会定款を準用する。

(地区三役会)

第7条 地区三役会は、支部長、副支部長、庶務をもって構成し、年2回以上開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 地区三役会に本会理事等を出席させることができる。

(地区役員を選出)

第8条 地区役員を選出は、地区総会を開催して選出する。

(活動費)

第9条 地区活動に関わる経費は本会から支出する。

2 セミナー・研修会等の開催については参加者から徴収することができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

2 この規程のほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年 9月 2日から施行する。

2 この要綱は、平成26年10月19日から施行する。

3 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

3 この規程は、平成30年11月17日から施行する。